

令和 4 年度第 1 7 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 4 年 1 2 月 5 日

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2 3 4 5〕

① 件 名	
子ども医療費助成受給者証の有効期間の見直しについて	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】</p> <p>子ども医療費助成事業について、平成 3 0 年 4 月から所得制限を撤廃したことに伴い、受給資格登録の年次更新が形骸化している。また、令和 4 年 4 月から助成対象者を 1 8 歳到達年度末日までに拡大している。</p> <p>【目的】</p> <p>年次更新を廃止し、受給者証の有効期間を 1 8 歳到達年度末日までとすることで、受給者の証交換の負担削減と、更新に係る事務負担及び経費の削減を図る。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市子ども医療費の助成に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 4 2 号）  石巻市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成 1 7 年規則第 8 9 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無】</p> <p>第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち  第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実  2 子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する</p> <p>【個別計画との整合性】</p> <p>石巻市子ども・子育て支援事業計画  第 4 部 施策の展開  基本施策 3 安心して子どもを産み育てられる環境をつくる</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成 2 8 年 1 0 月 入院の所得制限を撤廃 平成 3 0 年 4 月 通院の所得制限を撤廃 令和 4 年 4 月 対象者を中学 3 年生（1 5 歳に達する日の属する年度の末日）から 1 8 歳に達する日の属する年度の末日まで拡大	
⑤ 主な内容	
子ども医療費助成受給者証の有効期間を 1 8 歳に達する日の属する年度の末日までとする。	
石巻市子ども医療費の助成に関する条例 改正内容	
改正後	現行
<p>（受給資格の登録）第 5 条</p> <p>2 前項の登録は、<u>助成対象者が 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日まで有効とする。</u></p> <p>3 市長は、保護者から提出された登録申請書の審査の結果を保護者に通知するものとする。</p>	<p>（受給資格の登録）第 5 条</p> <p>2 前項の登録は、<u>登録した日以後において最初に到来する 9 月 3 0 日まで有効とする。</u></p> <p>3 <u>受給資格の登録を受けた保護者が当該登録の有効期間の満了後、引き続き医療費の助成を受けようとするときは、規則で定める更新登録申請書（以下「更新申請書」という。）を市長に提出し、受給資格の更新の登録を受けなければならない。ただし、特に市長が認めたときは、更新申請書の提出を省略させることができる。</u></p> <p>4 市長は、保護者から提出された登録申請書又は更新申請書の審査の結果を保護者に通知するものとする。</p>

<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>		
<b>【影響・効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者証の交換を行う利用者の負担削減</li> <li>・更新事務の負担削減</li> <li>・受給者証作成業務委託料の削減 （参考：令和4年度実績539,247円）</li> <li>・受給者証送付に係る郵送費の削減 （参考：令和4年度実績1,102,526円）</li> </ul> <b>【市財政への負担】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども医療費システム改修等費用 （参考：令和5年度当初予算要求額2,689,500円（一般財源））</li> </ul>		
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>		
<b>【県内市町村の実施状況】</b> 気仙沼市及び白石市において、規定する年齢に到達した年度末日までの有効期間としている。		
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>		
令和5年	2月	市議会第1回定例会に令和5年度当初予算案及び石巻市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和5年10月1日）
	8月	市報・ホームページによる周知
	9月	対象者に受給者証を発送
	10月	施行
<b>⑨ その他</b>		
子ども医療費助成受給者証裏面の注意事項に「有効期間については、制度改正等により期間が短縮する場合があります。」を追記する。		